

旧吉田茂邸建物利活用のための再建のあり方の検討

旧吉田茂邸再建検討委員会（大磯町）

建物部分の維持管理主体の検討（NO. 1）

（たたき台）

県立都市公園整備の一環として、県によって焼失前と同等の姿で再建していただいた暁には、県が行う再建後に地元である大磯町が県より許可を得たうえで維持管理を行っていくことが望ましいと考えます。

（意見・提案）

ア 県が主体として、焼失前の姿を実現可能な範囲で再建することが成就された暁には、この建物が県立公園の最重要建造物であるばかりでなく、大磯町民にとっても様々に活用してゆける重要な拠点であるという事実に鑑み、町民の意向を反映する状況を実現するためにも、維持管理に一定の役割を負っていくべきと考える。

<再建主体>

ア 焼失前と同等に復元との考えから、連絡橋の建設を見直し、その経費を建物復元のための経費に振り向けるよう提案する。（地元では、城山公園と吉田邸の山との連絡橋の設置に対して住民全員が賛同しているわけではない。理由：①富士山の見えるところに橋が架かるとせっかくの富士が台無しになる。②切通しでなくなってしまう。③橋を作るためにまた多くの樹が切られてしまう。④マンションの中を覗かれる。⑤橋でなく地下道にせよ。など）

イ 基本的には、県によって焼失前と同等の姿での再建をお願いしたい。

しかし、再建に向けての町民やその他の方々からの寄附金も受け入れ、再建の支援をしたい。

<維持管理主体>

ア 管理は新たに株式会社又はNPO法人を設立して運営をはかる。

（庭園を含め建物の入館をセットで入館料を徴収し、建物管理費は基本的に入館料、飲食、グッズ等の販売で充当する。）

イ 指定管理者制度の適用となるのか？県の制限事項と町の方針が抵触しないよう予算措置も見据えて調整が必要と考える。

建物部分の維持管理主体の検討 (NO. 2)

(意見・提案)

<維持管理について>

ウ 当初(1～3年)は町での維持管理で、方向性が確立されたら民間に任せたら良いと考える。

(民間先候補：(社)大磯観光協会、(財)日本ナショナルトラスト、NPO法人)

エ 維持管理については、県の許可を得たうえで、大磯町が行う方向でよいと考える。
なお、維持管理費の軽減化を図るために募金を継続していくことも必要と考える。

オ 旧吉田茂邸の建物部分は、都市公園法第5条に基づき県の許可を得て、町が維持管理を行うこととし、将来とも町が運営管理の持続を可能とするため、休憩飲食などは民間活力を導入、収益性の確保は入館料などで対応する。また、維持管理運営を効果的・効率的に行うため、指定管理者制度や民間活力を導入して対応する。なお、将来的には補修や修繕が必要となるため、県と負担について調整をして行く。以上が、たたき台としての旧吉田茂邸の維持管理運営の考え方と思う。

しかし、一般的に都市公園施設で採算性を確保することは、非常に難しいのが現状。特に、旧吉田茂邸のコンセプトが「体験学習施設」の場合、更に厳しいものとする。町からいただいた資料にあるように、旧古河邸などの施設同様に収支バランスは赤字決算となる可能性が大きいと思う。また、旧邸部分を県民利用施設として利用としているが、赤字となった場合における補填分を何故町が負担するのかとの意見も出てくると思う。さらに、町が指定管理者制度を導入して採算性を確保するとの考え方であるが、再建施設は年数を経ることにより補修や修繕が発生し、更に採算を圧迫していくことになる。

このため、県から許可を得るのではなく、県に指定管理者制度を「歴史と文化の体験施設」と「大磯城山公園区域(拡大区域も含む)」の2箇所に分けて行っているように県に要望し、県が行う指定管理者制度の公募を経て維持管理を行うのが、採算性の面からも適正ではないかと考える。指定管理者制度における利用条件の制約はあるが、県からの応分の負担もあるので、採算性の面では将来的にもメリットは高いものとする。

利活用コンセプトについての検討 (NO.1)

(たたき台)

心字池のある日本庭園に面した部分と吉田五十八が手がけた部分は、第二次世界大戦後アメリカの占領下にあった日本で首相として戦後復興に力を尽くし、今日の日本の繁栄の基盤を築き上げた吉田茂元首相が過ごした空間を体感できる施設として、積極的な活用を図っていく事が望ましいと考えます。

また、梅林、竹林、松籟の庭に面した部分は県民が利用できる施設として積極的な活用を図っていくことが望ましいと考えます。

なお、将来にわたり安定した運営を持続可能とするため、民間活力の導入等による効果的、効率的な維持管理を図るとともに、収益性の確保にも最大限努める必要があると考えます。

(修正案)

ア 日本庭園に面した部分と吉田五十八が手がけた部分は、首相として第二次世界大戦後アメリカを中心とした連合国の占領下にあった日本の独立回復を実現し、首相として戦後復興に力を尽くし、今日の日本の繁栄の基盤を築き上げた吉田茂元首相が住み、多くの戦後政治史の瞬間を目撃過ごした空間を体感できる建物施設として、積極的な活用を図っていく事が望ましいと考えます。

また、梅林、竹林、松籟の庭に面した部分は県民のみならず多くの人々が利用できる施設として積極的な活用を図る上で利用しやすいような配慮していくことが望ましいと考えます。

なお、将来にわたり安定した運営を持続可能とするため、民間活力の導入等による効果的、効率的な維持管理を図ることにもとともに、収益性の確保にも最大限努める必要があると考えます。

(意見・提案)

<建物について>

ア 小・中・高校生の教育にかかわる施設づくり・人間、吉田茂の生涯がわかる施設づくり、邸園文化圏構想の中核を担う施設づくり

イ 「大磯国際平和記念館」又は「国際政治大磯歴史資料館」として生まれ変わる方が良い。サブタイトルに「旧吉田茂邸」とする。

1. 観光資源として城山公園と連携して広く活用する。

2. 当地に来て観光を楽しんで、戦前戦後の日本国が歩んだ歴史や政治及び文化を、全国の生徒、学生、一般人に勉強してもらおう拠点の館とする。

3. テレビ中継できる政治討論会を開催したり、各種セミナーを開催、茶の湯、俳句、邦楽演奏、能楽、結婚式、金婚式、叙勲等の各種パーティの会食に使用する。

4. フィルムコミッションとしても活用する。

ウ 民間活力の導入は、限定する（喫茶等）

利活用コンセプトについての検討 (NO. 2)

エ たたき台のとおり活用していくことが望ましい。

将来にわたり安定した運営を維持していくためには、民間活力の導入等も検討し、募金等の継続も視野に入れておくことも必要だと考える。

オ 大磯観光協会でいろいろな催しを企画したが、屋根の有る所で 50～100 名の方が利用できるスペースも望む。出来れば、障害を持った方も参加できるよう、畳ではなく椅子を利用できるスペースが必要。今後、町民を含む多くの来場者が参加できる企画を催し、吉田茂邸を大磯の歴史・文化の拠点としていきたいと思う。

多くのリピーターと町民のサポーターの参加・活動できる場所の確保が必要

カ 本邸部分と旧邸部分の利活用コンセプトは記載のとおりと考える。

本邸部分での民間活力による飲食等の導入は、文化財的保存の点からも避けた方が良いでしょう。

入館料、ガイド及び記念品の開発などの収益性の確保については、最大限の努力が必要だと思う。

<参考：庭園等について>

ア 作業小屋の改築については、旧三井守之助邸又は古民家を移築再建し、管理棟及びレストラン、グッズ等の販売の拠点とする。また、吉田茂がこよなく愛したバラ園の復元を図る。(バラ園は、吉田茂が生存されていたスペースを確保する。また、復元は、ボランティアで行う。)

イ 庭園は無料開放

ウ 血洗川の旧正門側の良さがなおざりにされているようである。そのために、現正門は団体バスを主とし、歩行者などは東側より入場するようにするか、見学順路を一筆書きになるような順路にするよう提案する。

エ 有料公園化する。再建する建物と残った歴史的建造物である「講和門（兜門）」、七賢堂、心字池、竹林、松林を大整備し、建物との調和をはかる。

オ 庭園、竹林、松籟等については県立公園の扱いのもと継続し、公募ボランティア等現存機関の活用協力を仰ぎ、除草・清掃の実施が望ましい。(登録制も一手)

利活用コンセプトについての検討 (NO. 3)

カ 大磯ガーデニング倶楽部をつくり活動しているが、大磯の薔薇の庭に興味を持っている方が多く、旧吉田茂邸をはじめ薔薇の庭の公開をして欲しいとの意見が多く聞かれる。現在の図面の中の薔薇園では、観光客を集める薔薇の庭を造る事は難しいため、当初の庭のように、現在の駐車場部分はすべて薔薇園を希望する。また、建物の奥にも、現在数株の薔薇が植えられており、火災でどうなったか判らないが、周遊できる薔薇の庭の部分も造ることができるように配慮を願う。

利活用の方向性についての検討（別添旧吉田茂邸エリア図参照）

① 歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンの妥当性の検討（NO.1）

（たたき台）

吉田五十八設計で吉田茂が迎賓館として増築した荘厳なつくりの本邸部分は、心字池のある日本庭園と一体となった佇まいが秀麗であり、県民にとって吉田茂が過ごした空間を体感できるゾーンとして活用。

＜具体的な利活用案＞

- ・ 玄関ホール、応接間棟、食堂、温室及び新館部分を有料見学ゾーンとして公開。
- ・ 食堂及び新館部分を、パーティや会食等が出来る貴賓室として活用。

（意見・提案）

ア 少なくとも一部は将来の文化財指定も視野に入れた再建となると思うので、建物内部での飲食については慎重な配慮が求められる。

また、県立公園は県民のみの利用を前提としてはならない。特に吉田邸ともなれば、全国いや他国からの訪問、活用も考えうる。「県民」だけではない。

有料部分もパントリーの整備等さらに検討をすすめることが求められる。

イ 邸園文化圏構想で吉田茂邸は中核の施設であり、完全復元をして庭園とあわせて来館者が、「人間、吉田茂の行き方」がわかるゾーンとしての活用

＜具体的な利活用＞

応接間（1階、2階）・・・誰もが想像できる空間としての活用

食堂及び新館部分・・・簡単な喫茶のスペースとして活用

ウ 建物内部見学は有料とし、個人で見学可とする。

エ 焼失前のイメージをどれだけ再現できるか疑問を感じる。材料材質に貧弱さが目立たないか？新たな発想でサミットが開ける又は呼べるような迎賓館はどうだろうか？

オ たたき台のとおり、歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンは吉田茂が過ごした空間を体感できるゾーンとして活用すべきである。

また、具体的にはたたき台のとおり、玄関ホール、応接間棟、食堂、温室及び新館部分は有料見学ゾーンとして公開することで良いと考える。

食堂及び新館部分も、パーティや会食等が出来る貴賓室としての活用を図っていくことで良いと考えるが、もう少し一般にも広く使えたと町民等にも喜ばれると思う。

① 歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンの妥当性の検討 (NO. 2)

(意見・提案)

カ 歴史的・文化的要素（木・素材製）を有したものでありたい。
多数の入園来者に対するお休み処の設置ゾーンがあっても良い。
利用者負担による安価良質の物品提供も必要。

キ 本邸部分は、大磯城山公園拡大区域のシンボルとして、吉田茂が過ごした空間を体感できる教養施設の「体験学習施設」として活用していく。

本邸部分は有料見学ゾーンとする。この部分はあくまで吉田茂が過ごした空間を体感できるゾーンとするため、焼失前の調度品をできる限り復元して配置していくことが必要だと思う。このため、このゾーンでは吉田茂の歴史的展示等は一切行わないことが望ましいと考える。本邸部分でパーティや会食をすることは、他の見学者が空間を体験する妨げになるので望ましくないと考える。

(修正案)

吉田五十八設計で吉田茂が迎賓館として増築した荘厳なつくりの本邸部分は、心字池のある日本庭園と一体となった佇まいが秀麗であり、県民にとって吉田茂が過ごした空間を体感できる有料見学者ゾーンとして活用。

<具体的な利活用案>

- ~~玄関ホール、応接間棟、食堂、温室及び新館部分を有料見学ゾーンとして公開。~~
- ~~食堂及び新館部分を、パーティや会食等が出来る貴賓室として活用。~~

② 県民利用・休憩ゾーンの妥当性の検討

(たたき台)

梅林、竹林、松籟の庭に面した眺めの良いベランダ棟及び旧館部分は、県民利用施設や休憩施設として活用。

<具体的な利活用案>

- ・ 軽食・喫茶室や県民が多目的に利用できる貸室等として活用。

(意見・提案)

ア たたき台に沿って更なる検討が必要と考える。

イ ②「県民利用・休憩ゾーン」と③「事務管理ゾーン」をひとつのゾーンとし、研修施設としての空間（100 から 200 席程度のホール（室内音楽室など多目的に活用できる）スペース）また、半地下も検討し、この中で管理部分についてもあわせて考える。

ウ 町民が利用できる機能をそなえたスペースの確保（展示、〇〇教室、作品発表等が出来る場所）

エ 飲食（喫茶、軽食等）は最小限にする。

オ 大磯町民の雇用の場をつくれるような形態。地元産の物品販売の場の確保（駅の道などに見られる地場産の直売所など）

カ 多目的なホールを造る事には、町内に施設がないので賛意を示したい。但し、見学ゾーンとの調和が大切と考える。

キ たたき台のとおり、ベランダ棟及び旧館部分は、県民利用施設として活用することで良いと考える。

具体的には、たたき台のとおり軽食・喫茶室や県民が多目的に利用できる貸室等としても活用し、軽食、飲み物等の販売も考えられる。

ク 歴史的・文化的要素（木・素材製）を有したものでありたい。
多数の入園来者に対するお休み処の設置ゾーンがあっても良い。
利用者負担による安価良質の物品提供も必要。

ケ 旧邸部分は、吉田茂の歴史的遺産を展示する教養施設の「陳列館」として活用するとともに、県民が利用する休養施設の「休憩所」及び便益施設としての「軽食・喫茶室」等として活用する。なお、貸室等は事務管理ゾーンの中に会議室を設け、管理事務と共用できるようにすれば効率的だと思ふ。

③ 事務管理ゾーンの妥当性の検討

(たたき台)

歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンと県民利用・休憩ゾーンの中に位置する建物中央部分は、事務管理スペースとして活用。

(意見・提案)

ア 事務管理ゾーンについては、本委員会が提言すべきことではない。

イ ②「県民利用・休憩ゾーン」と③「事務管理ゾーン」をひとつのゾーンとし、研修施設としての空間（100 から 200 席程度のホール（室内音楽室など多目的に活用できる）スペース）また、半地下も検討し、この中で管理部分についてもあわせて考える。

ウ エリア図で見る中央部分は如何なものか？事務所部分は最小限度のスペースで目立たない場所を希望する。

エ たたき台のように、事務管理スペースは必要である。利用料徴収、見学予約等の事務、地域貴賓館管理用受付・調整・問い合わせ等の事務、管理運営事務等とかなりの事務が必要となるであろう。必須であると考ええる。

オ 平成 20 年 2 月 7 日に県に提案した内容に基づき、実施に向けて行うことを希望する。

カ 各ゾーンの間には、管理施設としての「管理事務室」及び「会議室兼貸室」を設け、事務管理スペースとして活用する。

なお、スペースの確保に当たっては、吉田茂が過ごした空間の雰囲気を残しつつ、執務環境に配慮した造りとすることを望む。

地域活性化方策との連携についての検討 (No. 1)

(たたき台)

再建後の旧吉田茂邸を邸園文化の交流拠点として位置づけ、他の歴史的・文化的施設との連携を図り、さらに各種イベントとの積極的な連携等を図ることにより、地域の芸術文化、観光及び経済の活性化に寄与することを期待します。

(意見・提案)

ア 今回の本委員会の提言(案)に載せるべきことではないのではないか。

イ 吉田茂を研究する拠点づくり、邸園文化圏の交流の拠点づくり、室内軽音楽を週5日程度開催する。(定期観光コースに組み込み、大磯プリンスホテルと連携を図る。)、芸術文化の発信地として観光並びに産業{食文化(地場でとれた魚・野菜・果物)}に寄与する。

ウ 文化財とすることは勿論であるが、教育的、歴史的、観光資源として活用できることが重要と考える。

エ 各種団体との交流については賛成する。

オ たたき台のとおり、地域の芸術文化、観光及び経済の活性化を図るために必要なことであると考えます。

カ 教育学校関係(周辺小中高大学)者の参加と生徒諸氏の見学実施があったら良いと思う。

キ 再建後の旧吉田茂邸を邸園文化の拠点として位置づける。

地域活性化方策との連携についての検討 (No. 2)

<参考意見>

ア 再建後は吉田邸もさることながら、町内に点在する歴史的別荘建物を町は限定的でも良いから家主または所有する会社等と開放施策に検討される場を作られ、是非実現して欲しい。町を訪れるお客様は皆さん希望している。

イ 大磯城山公園拡大区域の積極的利用を図るため、海側の保安林を兼ねている松林の地表は芝地として、県民の多くの方々が海を見ながらくつろげるエリアとすることを望む。

また、吉田茂が愛したバラ園は、大磯オープンガーデンなどのイベントと連携を図ることにより、大磯の観光に寄与することが期待できるので、バラ園の整備に当たっては、吉田茂が生前にバラ園を育成していた区域の復元を要望する。

このため、大磯ロングビーチの駐車場を臨時の駐車場区域として利用できるよう調整するとともに、不動川には自然河川を残しつつ、太平洋岸自転車道の延長として、自転車及び歩行者が渡る橋の整備をし、旧吉田茂邸へのアプローチとすることを望む。

再建後の建物にかかる維持管理の方向性についての検討 (No. 1)

(たたき台)

指定管理者制度等、民間活力の積極的な導入により、効果的、効率的な維持管理運営を図る必要があると考えます。

さらに入館料収入のほか、ガイドツアーの導入や記念品の開発、付加価値の高い貴賓室の利用促進等により収益性の確保を図り、維持管理費の負担軽減を図る必要があると考えます。

また、再建後の建物を永年にわたり保存するためには、日常的な維持管理の他に定期的な修繕が必要となるため、将来的には、収益性の扱いも含め、県と町の費用負担や役割分担について調整を図る必要があると考えます。

(意見・提案)

ア 本委員会が現時点で提言できる内容ではない。

イ 公設民営方式を採り入れる。したがって、県、町等公共団体が利活用するときも有料施設と位置づけ、使用料を徴収する。

建物に関する修繕費等については県と町が費用負担や役割分担をする。

ウ 将来何らかの形で参入されるだろう民間業者等にも相応の費用を負担してもらう。また、国にも認められるような文化発信の場所として補助金を生み出すように考えたらどうか。

エ たたき台のとおりであると考え。入館料以外にも、ガイドツアーの導入や記念品の開発は是非進めていただきたいと考える。町内には、吉田茂に関係するものや、鳩山一郎、伊藤博文等様々な文化的なものが散らばっていると聞いております。それらをフォルダーとかしおり等にすることも考えられる。可能かどうかも探って欲しいと思う。

また、貴賓室の利用促進と収益性の検討とともに、募金の継続も視野に入れた検討も必要かと考える。

以上のようなことを再建後の維持管理の経費節減に向けて検討する必要があると考える。

時間が経つと、珍しさや興味が次第に失われてくる。継続して入館者を増やすために若年層（小・中・高校生）への働きかけも必要になると考える。

オ 活用促進は大いに行い、県・町・住民一体となってなすべきで、特に地元における各産業機関等の協力は不可欠と考える。

また、管理委員会を設置して、行政と民間とで運営の助言が出来たら良いと思う。

再建後の建物にかかる維持管理の方向性についての検討 (No. 2)

(意見・提案)

カ 都市公園法第5条に基づき、県の許可を得て維持管理を行うのではなく、再建後の歴史と文化の体験施設の維持管理については、当初から県の「指定管理者制度」の導入により効率的、効果的な維持管理運営を図った方が良いと考える。

入館料収入やガイドツアーの導入及び記念品の開発などについては、指定管理者制度の提案書の中で盛り込み、指定管理者制度の範囲の中で、収益性の確保を図った方が良いと考える。

このことにより、修繕費などの費用負担の役割分担も当初からハッキリさせることが出来ると思う。

再建のあり方についての検討

① 歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンの再建のあり方についての検討

(たたき台)

吉田五十八設計で吉田茂が迎賓館として増築した荘厳なつくりが印象的な歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンについては、心字池のある日本庭園と一体となった佇まいの秀麗さにこそ魅力があり、吉田茂が過ごした空間をより身近に体感できる施設として利用していくうえで不可欠なものであることから、焼失前と同等の姿での再建を望みます。

(意見・提案)

ア たたき台に同意

イ 兜門から見た佇まいが吉田茂を象徴するものであり、吉田茂が特に過ごした部分は、後世に伝えなければならないもので、焼失前と同等の姿での再建をするべきである。

ウ 木造で焼失前のものを基本的に再建していただきたい。

エ できる限り焼失前と同様の建造物とする。(吉田茂の功績等が理解できる資料展示を主目的に再建)

オ 焼失前と同等に復元との考えから、連絡橋の建設を見直し、その経費を建物復元のための経費に振り向けるよう提案する。

カ 焼失前と同等の姿が望ましいと考えるのは誰しも同じだと考える。

但し、焼失前と同じ材料材質が使える訳でもないし、ただの復元再建は小田原や各地で見られる観光城と同じで、将来的にも歴史的建造物にならない。新たな発想で迎賓館、記念館及び資料館としての建物を望みたい。

キ 再建は、木造により焼失前と同等の姿で行うべきであると考え。そうでなければ、文化的、歴史的価値はないと思う。

ク 展示物の収集と保存計画を検討して実施する。

ケ 焼失後に残された壁などで使用可能な部材があれば、発掘された「土器」を復元する方法のように、貴重な資源を最大限活かしていくとともに、歴史的文化財の指定ができるよう焼失前と同等の再建を望む。

また、この部分には、展示物等の掲示は一切行わないので、調度品の復元も含め焼失前の状態を最大限活かした空間の整備を望む。

② 県民利用・休憩ゾーンの再建のあり方についての検討 (No. 1)

(たたき台)

県民利用施設や休憩施設としての活用を図るうえで、梅林、竹林、松籟の庭に面した眺めの良いベランダ棟及び旧館部分は、吉田茂が外務大臣時代と応接間棟が出来るまでの首相時代の執務室として利用され、旧玄関前の畳敷廊下は玄関の位置が変わるまで、待合室として利用され、吉田茂に陳情に訪れる者を何時間も待たせたとの言い伝えもある場所であることから、県民利用施設や休憩施設として県民が利用する際に吉田茂が過ごした空間を身近に感じていただくためにも、可能な限り焼失前と同等の姿での再建を望みます。

(修正案)

県民利用施設や休憩施設としての活用を図るうえで、梅林、竹林、松籟の庭に面した眺めの良いベランダ棟及び旧館部分は、吉田茂が外務大臣時代と応接間棟が出来るまでの首相時代の執務室として利用され、旧玄関前の畳敷廊下は玄関の位置が変わるまで、待合室として利用され、吉田茂に陳情に訪れる者を何時間も待たせたとの言い伝え（←不適切な表現）もある場所であることから、県民利用施設や休憩施設として県民が利用する際に吉田茂が過ごした空間を身近に感じられるようにいただくためにも、可能な限り焼失前と同等の姿での再建を望みます。

(意見・提案)

<建物について>

ア ②「県民利用・休憩ゾーン」と③「事務管理ゾーン」をひとつのゾーンとし、研修施設としての空間（100 から 200 席程度のホール（室内音楽室など多目的に活用できる）スペース）

ただし、外観的には庭園から見た佇まいが、基本的に変わらないこととする。
また、半地下も検討し、この中で管理部分についてもあわせて考える。

イ 木造で焼失前のものを基本的に再建していただきたい。

ウ できる限り焼失前と同様の建造物とする（吉田茂の功績等が理解できる資料展示を主目的に再建）

エ 多目的なホールを造る事には、町内に施設がないので賛意を示したい。但し、見学ゾーンとの調和が大切と考える。

オ 可能な限り焼失前と同等の姿で木造での再建をしなければならないと考える。
また、内部の調度品については今後の検討課題とすべきだと考える。

② 県民利用・休憩ゾーンの再建のあり方についての検討 (No. 2)

(意見・提案)

カ 旧邸部分は、吉田茂の歴史的遺産を展示する教養施設の「陳列館」、休養施設の「休憩所」及び便益施設として「軽食・喫茶室」として活用する。

建物の再建に当たっては、県民が利用しやすいよう、出来る限り間取りを広く確保するため、鉄骨構造又はRC造りとし、内装は吉田茂が過ごした空間の雰囲気を残すとともに、外観については、焼失前の外観を活かした再建を望む。

<参考：庭園について>

ア 庭園内からの海や富士山系への眺望所としてモダンなベンチを数箇所に分ける。

③ 事務管理ゾーンの再建のあり方についての検討

(たたき台)

事務管理スペースとしての活用が考えられる事務管理ゾーンについては、事務管理上支障のない範囲での再建を望みます。

(意見・提案)

ア このような提言は本委員会がすべきものではない。

イ ②「県民利用・休憩ゾーン」と③「事務管理ゾーン」をひとつのゾーンとし、研修施設としての空間（100 から 200 席程度のホール（室内音楽室など多目的に活用できる）スペース）

ただし、外観的には庭園から見た佇まいが、基本的に変わらないこととする。
また、半地下も検討し、この中で管理部分についてもあわせて考える。

ウ 木造で焼失前のものを基本的に再建していただきたい。

エ できる限り焼失前と同様の建造物とする（吉田茂の功績等が理解できる資料展示を主目的に再建）

オ 場所の確保は良いが、設置場所は後方部分でスペースも最低限必要な広さであって欲しい。

カ 文化財的な価値からいっても、内部の構造等広さは焼失前と同等の再建が必要であると考える。この部分についても木造が必要であると考える。

キ 事務管理ゾーンは、管理施設としての「管理事務室」及び「会議室兼貸室」を設け、事務管理スペースとして活用する。

建物の再建に当たっては、鉄骨構造又はRC造りとし、内装は吉田茂が過ごした空間の雰囲気を残すとともに、外観については、焼失前の外観を活かし、執務環境に配慮した造りとすることを望む。

その他の参考意見

県や町が復元再建ありきが望ましい考えには特に反対するものではありません。但し、復元再建を行ったとしても、将来の歴史的価値になるとは考えられません。小田原や各地で見られる人寄せの為の観光城と変わらないような気がします。

それよりは、再建に向けては新しい発想で、迎賓館なり資料館及び記念館の建設、当地には無い多目的建物はどうか。

ガイドを通じて感じた事は、生前、吉田さん（元総理）は建物そのものよりも庭園とか自然を愛されておられたのではないのでしょうか。

政界での癒しを庭園や自然の風景で、この地を楽しんで過ごされた事を想像します。

それは、こよろぎ浜、相模湾に浮かぶ大島、伊豆大島、箱根の連山、富士山の眺望、パノラマ状に広がる太平洋、清浄な空気だと思います。

私は、残った歴史的価値ある講和門（兜門）、七賢堂、心字池、鎌倉古道、そして竹林、松林の再生に大整備し、水戸の偕楽園、金沢の兼六園の様な庭園、自然に匹敵するような有料公園化を望みます。

最後に、吉田邸を案内した多数のお客様は大部分建物の中に入っておりません。

お客様は建物よりも内部の様子であって吉田さん（元総理）の日常生活の体感ではなかったのでしょうか？

それと広大な敷地の中で自然と溶け込んだ、また愛された吉田さん（元総理）を知る事だと思います。

この事は、内部を見られなかった大部分のお客様は、私達が見せる資料で満足は出来なかったかも知れませんが納得する雰囲気でした。

そのあと、庭園、敷地内を案内すると愛犬と散歩する想像とか、銅像を見て偉大な人物を想像している様な感じの雰囲気が伝わってきました。

以上、提言書とはかけ離れてしまってますが、私の吉田邸の考えです。